

【件名】「海外在留邦人等向けワクチン接種事業」：接種可能時間帯、接種までの流れ等の決定

【ポイント】

6月25日付け領事メールでご案内しました「海外在留邦人等向けワクチン接種事業」に関しまして、その後当国ナミビアが変異株・地域に指定（※）されたことから、本ワクチン接種事業につきまして、本邦到着から接種までの当面の間の流れが決定しましたので改めてご案内します。

（※）ナミビアからのすべての入国者及び帰国者については、令和3年7月18日午前0時から検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。

【ワクチン接種可能時間帯、接種までの流れ等】

1 入国後、（到着当日には接種を受けず）通常の水際措置に従って検査所が確保する宿泊施設での待機を開始。同宿泊施設での待機期間（3日間）が経過した後、検査所手配のバスで羽田空港又は成田空港に戻る日の各特設会場の開場時間帯（毎日（祝・休日含む）10時～13時、14時～17時の2部制）の中で接種予約が可能。

検査所が確保する宿泊施設での待機期間（3日間）を経過した後に空港に戻る日に接種を受けない場合、自宅等での待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不利用、マスクの着用、手指消毒の徹底、「3密（密閉・密集・密接）」の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し、接種を受けることが認められます（滞在国別ワクチン接種パターンについては以下のリンクをご覧ください。）。

<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100213838.pdf>

2 本事業での接種を希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。特設サイトへのリンクは、予約受付の開始（7月19日正午（日本時間））と同時に以下の外務省海外安全 HP に掲載いたしますので、そちらを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

3 なお、本事業の対象者は以下の条件を全て満たす方ですのでご注意ください。

・在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は一部の再入国

出国中の外国人（対象範囲は上記外務省 HP の特設ページでご確認ください。）

- ・日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）
- ・接種を受ける時点で満 12 歳以上である方

※1 本事業の被接種者は、本事業で初めて新型コロナのワクチン接種を受け、かつ本事業により 2 回の接種を受ける方を想定しています。

※2 海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

（連絡先）

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia 開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html